

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」 の運用について

平成30年10月5日

令和6年11月7日一部改正

総合企画部中山間地域対策課鳥獣対策室

I 基本的な考え方

高病原性鳥インフルエンザの感染の拡がりに渡り鳥など野鳥が関与する度合いは極めて高い。日本国内を含め、近隣諸国で高病原性鳥インフルエンザが頻発する今日、希少種の保護や生物多様性の確保、人や家畜等への感染予防等の観点から、感染の早期発見、拡大防止を図るうえで、野鳥を対象とする高病原性鳥インフルエンザに関するサーベイランス（調査）は極めて重要である。

このため、国において令和6年9月に改訂された「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（以下「マニュアル」という。）に沿って、必要なサーベイランスを実施する。

II 死亡野鳥等調査

1 調査の概要

○対応レベルに応じたサーベイランスの実施

高病原性鳥インフルエンザの発生状況により、対応レベルを3段階に区分し、レベルに応じて対応する。（「マニュアル」の8ページ表Ⅰ－1及び表Ⅰ－2）

なお、渡り鳥の飛来初期に高病原性鳥インフルエンザウイルスを早期に発見する観点で、9月～10月を早期警戒期間とし、対応レベル3相当の対応を基本に、死亡野鳥等調査を実施する。（「マニュアル」の8ページ表Ⅰ－3）

2 実施体制

○相談受付及び調整窓口：鳥獣対策室

○死亡個体回収及び搬送：各市町村（協力要請）、最寄りの県出先機関

（※家畜保健衛生所は、家きん飼育農場へのウィルスの持ち込みを避けるため除く。）

○検査機関：各家畜保健衛生所

3 死亡個体回収における留意事項

○死亡個体の回収時は、マスク、長靴を着用し、ゴムかビニール製の手袋を装着する。
防護服は必要ないが、消毒しやすい服装が望ましい。

○現場写真を撮影し、鳥種、日時等を記録する。
（ ・死亡個体の写真 ・複数の場合は配置状況 ・周辺の環境等 ）

○回収した死亡個体は、3枚のビニール袋を用いて確実に封入する。

○死亡個体の回収地点から半径1m程度の範囲及び長靴、車のタイヤ等を消毒する。
（消毒用機材が無い場合は、各家畜保健衛生所等の薬剤や噴霧器等を使用）

また、使用済み手袋等の防疫資材の確実な廃棄及び手指、腕の洗浄やうがいを徹底する。

○死亡個体を家畜保健衛生所に搬入する際、死亡野鳥等調査個票（様式Ⅰ－B）
（「マニュアル」69ページ表Ⅲ－6）に所要事項を記入し提出する。（死亡野鳥等調査個票の電子データと死亡野鳥等の写真は鳥獣対策室に直接送付する。）

○日没後は、周囲の状況が確認できないためウイルスを拡散させるおそれがあるこ

とから、原則回収せず、翌日回収する。

4 家畜保健衛生所における検査等

○試料の採取、検査、検査後の処置は、「マニュアル」に沿って行う。

(1) 簡易検査によるA型インフルエンザウィルス検査の結果が陽性的場合

- ・直ちに鳥獣対策室、畜産振興課、危機管理・防災課に通報する。
- ・死亡個体の回収地点を消毒する(回収時消毒済みの場合は、省略する場合がある)。
- ・試料を「確定検査機関」に送付する。
(検査機関は、環境省で調整のうえ決定(「マニュアル」75ページ)。
- ・死亡個体を冷蔵保存する。(困難な場合は、試料の追加採取(2種×3本程度)

(2) 簡易検査の結果が陰性的場合

- ・試料を「遺伝子検査機関」((独)国立環境研究所)に送付する。
- ・死亡個体を冷蔵保存する。(困難な場合は、試料の追加採取(2種×3本程度)

○検査結果を、死亡野鳥等調査個票(様式1-A及び様式1-B)(「マニュアル」68ページ表Ⅲ-5及び69ページ表Ⅲ-6)により速やかに鳥獣対策室に報告する。
(鳥獣対策室は、報告を取りまとめ速やかに環境省に報告する。)

●簡易検査陽性段階から → 危機管理連絡員会議対応

5 公表

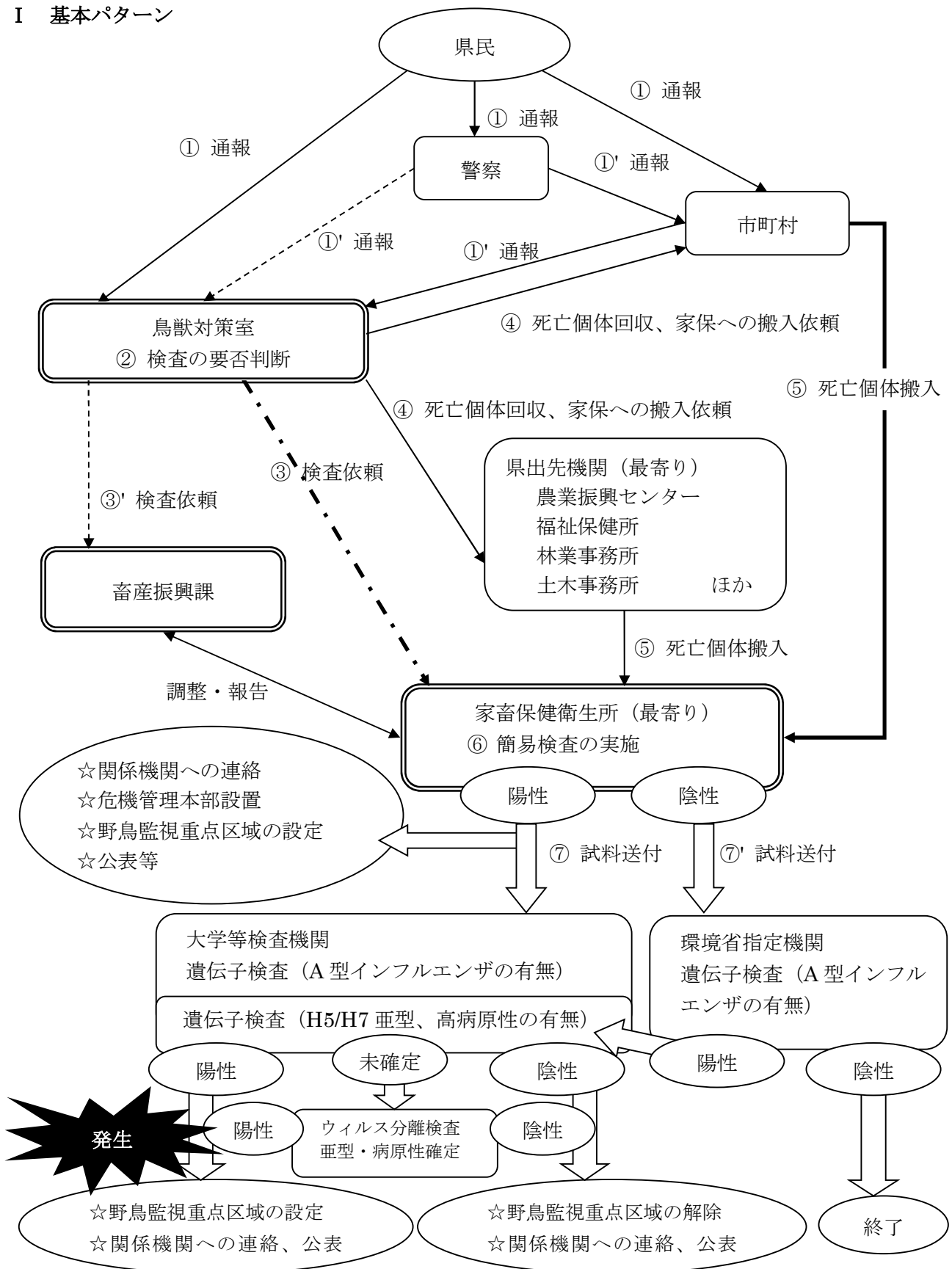
○各検査陽性段階で公表 → 危機管理連絡員会議対応

6 傷病鳥獣保護事業の取り扱い

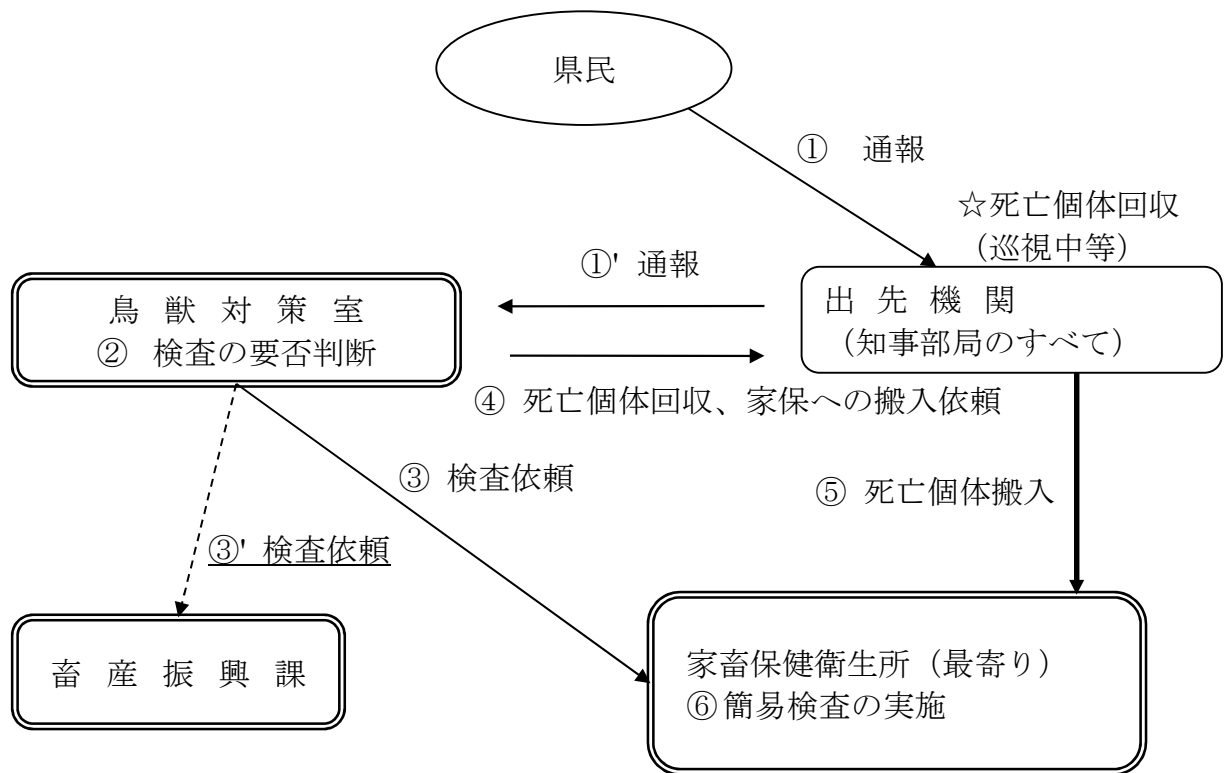
○県民から、衰弱した野鳥の保護治療要請があった場合、「マニュアル」の対応レベルに照らして、簡易検査に該当するケース(鳥インフルエンザが疑われる場合)は、各保護収容施設の飼養鳥類等への感染防止のため受入を停止する。その際の具体的な対応について判断に迷う場合は、鳥獣対策室に相談する。

死亡野鳥等調査の流れ

I 基本パターン



Ⅱ 県民から県出先機関へ通報・出先機関が巡視など業務上で発見

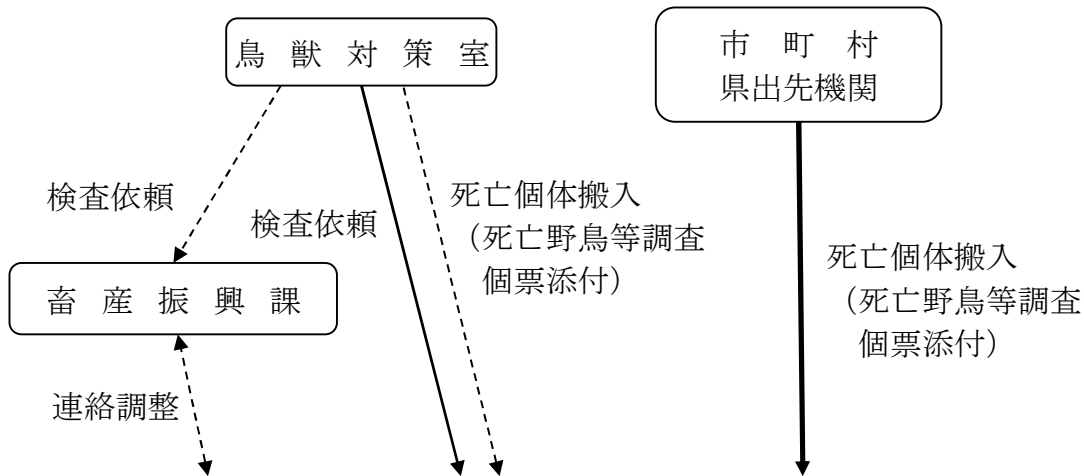


以下略

- 県民から通報を受けた場合は、当該出先機関が⑤の死亡個体搬入までを行う。
- 業務上で発見した場合も同様とする。

家畜保健衛生所の検査フロー

(死亡野鳥等調査)



家 畜 保 健 衛 生 所	
主な業務の流れ	摘 要
① 死亡個体からスワブ（試料）採取	○ 1 死亡個体から試料 6 本を採取する。（T C 各 3 本）
② 簡易検査キットによる A 型インフルエンザ調査 ☆陽性の場合、鳥獣対策室、畜産振興課、危機管理・防災課に直ちに通報。	○ 検査結果が陽性の場合 ・ 試料 2 本（T C 各 1 本）を大学等検査機関（環境省で調整のうえ決定（「マニュアル」の 73 ページ参照））に送付する。 （予備の試料 2 本は保管する） ・ 死亡個体を冷蔵保存する。（試料 6 本（2 種×3 本）の追加採取・保存に換えてもよい。）この死亡個体の処分・検査機関への送付等は環境省との協議による。
③ 検査結果の記録	○ 検査結果が陰性の場合 ・ 試料 2 本（T C 各 1 本）を環境省指定機関 に送付する。 ・ 死亡個体を焼却処分する。
④ 検査機関等へ試料送付	○ 検査結果を死亡野鳥等調査個票（様式 1－A、様式 1－B）に記入し、鳥獣対策室にメールで提出する。

（備考） 試料の送付は、国連規格輸送容器（カテゴリー B 相当の容器）による。